

鳥取市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月25日

鳥取市長 深澤義彦

## 鳥取市条例第2号

鳥取市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成14年鳥取市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分	午前9時～午後5時	午後5時～午後9時
研修室1	1時間につき 400円	1時間につき 600円
研修室2	1時間につき 300円	1時間につき 450円
和室	1時間につき 350円	1時間につき 520円
ミーティングルーム	1時間につき 200円	1時間につき 300円
備考 1時間未満は、1時間とする。		

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の鳥取市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に納付すべきものについて適用し、施行日の前日までに納付すべきものについては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現になされている使用の許可に係る使用料及び施行日の前日までの使用により施行日以後に納付すべき義務が生じる使用料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。